B金融機関

従前の協定書

別紙 2

墨田区と 事業者・団体名 との地域の高齢者への見守り活動に関する協定書

墨田区(以下「甲」という。)と 事業者・団体名 (以下「乙」という。)とは、甲及び乙が協力して行う地域の高齢者への見守り活動に関し、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現及び地域住民の福祉向上を目的として、甲及び乙が協力して見守り活動を 実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 甲及び乙は、見守り活動の実施に当たって、相互理解による協力関係を構築するとともに、見守り活動を継続的に実施することができるよう、その体制確立に努めるものとする。

(見守り活動の内容)

- 第3条 乙は、その日常の業務遂行中に、地域の高齢者に何らかの異変を発見した場合は、乙の業務に支障のない範囲で、区内の高齢者みまもり相談室(以下「みまもり相談 室」という。)に連絡するものとする。
- 2 みまもり相談室は、乙からの連絡により提供された高齢者の情報と、甲の業務において把握した当該高齢者の情報とを照合し、当該高齢者への支援が必要であると判断したときは速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。
- 3 乙がみまもり相談室に提供する高齢者の情報は、当該高齢者の住所、氏名、異変に関する事項等のうち開示可能なものとする。
- 4 甲は、乙から見守り活動に関する助言、研修等を依頼された場合、適宜実施するものとする。

(個人情報の保護)

- 第4条 甲及び乙は、見守り活動に関して知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講じるものとする。
- 2 乙は、高齢者の見守り活動に関して知り得た情報を、当該活動以外の目的に使用して はならない。
- 3 前 2 項の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。 (免責事項)
- 第5条 乙は、第3条第1項の規定による連絡の有無又はその内容に関して生じた問題等 について、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 この協定の履行に関して特別の事情が生じたときは、甲及び乙の協議の上、この協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都 度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の細目に関する事項、この協定に定めのない又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区 代表者 墨田区長

乙 事業者・団体所在地 事業者・団体名 代表者 代表者役職・氏名